訪問看護ステーション墨染の家ほっこり

重要事項説明書 (医療)

1. 事業所の概要

(1) 事業所の種類

指定訪問看護ステーション ・ 平成30年4月5日指定 京都府0990470号

(2) 事業所の目的

社会福祉法人京都老人福祉協会が運営する墨染の家ほっこり(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護ステーションの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために職員を配置し、管理運営に関する事項を定め、適正な訪問看護(以下「サービス」と表記)を提供することを目的とする。

(3) 事業所の名称 訪問看護ステーション墨染の家ほっこり

(4) 事業所の所在地 京都市伏見区深草石橋町 18-1

(5) 電話番号 075-645-2722

(6) 当事業所の運営方針

1. 本事業所において提供する事業は、主治医の指示の内容に沿ったものとする。

- 2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及び家族のニーズを的確にとらえ、個別に訪問看護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3. 利用者またはその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について解かりやすく説明する。
- 4. 適切な看護技術をもってサービスを提供する。
- 5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
- (7) 営業日及び営業時間

【営業日】年中無休(但し年末年始を除く) 【サービス提供時間】8時30分~17時00分 ※定休日及びサービス提供時間外であっても電話等により24時間常時連絡可能な体制を維持しています。

2. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して訪問看護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置する。 <主な職員の配置状況>*職員の配置については、

指定規準を遵守しています。

職種	
管理者 (兼務)	1名
看護職員等(兼務含む)	2名以上

3. サービスと利用料金及び事業提供範囲

- (1)病状・障害の観察
- (2)清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3)食事および排泄等日常生活の世話
- (4)床ずれの予防・処置
- (5)リハビリテーション
- (6)ターミナルケア
- (7)認知症患者の看護
- (8)療養生活や介護方法の指導
- (9)カテーテル等の管理
- (10)その他医師の指示による医療処置

<サービス利用料金>

⇒別紙参照ください。

負担割合は医療費の負担割合と同じになります。

- *衛生材料(ガーゼ・綿棒・サージカルテープ等)はご利用者に負担いただきます。
- *家族の希望で行う死後の処置料(エンゼルケア)は実費とし、その金額は¥10,000円(税込)とします。
 - ○利用料金のお支払方法(契約書第8条参照)
 - ア. 金融機関口座からの自動引き落とし
 - イ. 下記指定口座への振り込み 京都銀行 墨染支店 普通預金 3902875 名義 社会福祉法人京都老人福祉協会

<通常の事業の実施地域>

通常の事業の実施地域は伏見区全域、九条通より以南の東山区、国道 1 号線より以東で十条通より以南の南区、伏見区に隣接する宇治市(府道 7 号線よりも以西で、IR 木幡駅よりも以北)の区域です。

4. 事故発生時の対応について

契約書第14条と第16条の記載通り、事故発生時はご家族及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、京都府や保険者と連携しながら、誠意をもって必要な措置を講じます。

5. 緊急時の対応について

ご利用者に対するサービスの提供中に、ご利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかにご家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。また、急を要する場合は、事業所の判断により、救急車両を要請するとともに、必要に応じて京都府・保険者へ連絡します。

6. 個人情報の保護

事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱います。

事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得ます。

7. 虐待の防止・その他

- 1.事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2.事業所は虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

8. 相談・要望・苦情及びサービス内容等は、下記窓口まで

①当事業所へのご相談等は、以下の専用窓口で受け付けます。

受付担当者名 安藤文孝 電話 075-645-2722 相談解決者名 岡垣綾子 電話 075-645-2722 (担当者に変更があった場合は、ご連絡いたします)

②その他、当施設以外に区役所・京都府国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

伏見区本所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-611-2279 伏見区深草支所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-642-3603 伏見区醍醐支所 保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-571-6471 国民健康保険団体連合会 介護相談係 電話 075-354-9090 京都府社会福祉協議会 運営適正化委員会 電話 075-252-2152 第三者委員 井上幸夫 電話 075-601-5390 高橋猛 電話 090-4641-0777 田村充子 電話 075-571-4181

9. 第三者評価の実施状況について

第三者評価最終受審日 : 令和5年10月27日

実施した評価機関の名称: 一般社団法人 京都府介護老人保健施設協会

評価機関の開示状況:京都 介護・福祉サービス第三者評価等支援機構ホームページにて開示。

指定(介護予防)訪問看護ステーションのサービス提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業	代表者
テ / ト	

住 所 京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番地 60 番地

代表者名 社会福祉法人京都老人福祉協会 理事長 馬場 協一郎 印

説明者 指定(介護予防)訪問看護ステーション 墨染の家ほっこり

<u>氏</u>名

私は、本書面に基づいて事業者より重要事項の説明を受けて、指定(介護予防)訪問看護ステーションでのサービス 提供と利用料金の支払いや内容について同意し、本書面を受領しました。

利用者	住 所	
	氏 名	
署名代行者	住 所	
	氏 名	
	(利用者との関係)	

個人情報の利用に関する同意書

サービス担当者会議、地域包括支援センターや指定居宅介護支援事業者との連絡調整などに必要な範囲において、利用者 及び利用者の家族の個人情報を使用することに同意します。

			令和	牛	月	H
	利用者	住 所				
		氏 名				
	家 族	住 所				
		氏 名				
		(利用者との関係)				
	家族	住 所				
		氏 名				
		(利用者との関係)				
	家 族	住 所				
		氏 名				
		(利用者との関係)				
利用者は身しました。	予体 状況等により	署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に	代わって	、その	署名を何	代筆
U & U/C ₀	署名代行者	住 所				
		氏 名	_			
		(契約者との関係)				